

議案第 77 号

川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 項及び第 7 項中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設に置くべき言語聴覚士の配置基準を緩和するため、この条例を制定するものである。